

見積参考資料

業務委託名 近水園池浚渫業務委託

- 1 本見積参考資料は、積算数量及び任意仮設の積算内容を示したもので、請負契約上の拘束力を生じるものではなく「設計図書」とはならない。

よって、工事目的物を完成させるための一切の手段については、受注者の責任において定めるものとする。

2 設計金額の表示単位

本工事の設計金額の表示単位は、以下のとおりとする。

項 目	数値処理	単位（円）
1. 施工代価表	1 円未満切り捨て	円止まり
2. 直接工事費	—	円止まり
3. 共通仮設費率分	千円未満切り捨て	千円止まり
4. 共通仮設費	—	円止まり
5. 純工事費	—	円止まり
6. 現場管理費	千円未満切り捨て	千円止まり
7. 工事原価	—	円止まり
8. 一般管理費等	作業価格が万円単位になるように、10,000円未満を端数調整	円止まり
9. 工事価格	—	万円止まり
10. 消費税相当額	—	円止まり
11. 工事金額	—	円止まり

3 積算条件

本工事は、下記の条件で積算を行っている。

- ① 資材単価適用年月 令和 7 年 9 月

「岡山市公共工事設計資材単価表」は、以下の方法で確認できます。

a)閲覧される場合

岡山市役所 本庁2階行政事務管理課情報公開室

b)ホームページより閲覧

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004448.html>

上記ページの「岡山市公共工事設計資材単価について」に掲載しております。

4 積算歩掛基準について

(1) 第2.4号代価表 特殊強力吸引車運転工については、見積を採用しているため、委託数量総括表を参照すること。DTは少数第2表示（少数第3位を四捨五入）で計上している（公益財団法人 日本下水道協会の下水道施設維持管理積算要領-管路施設編-2020年版のP57【参考】に記載している算定式で算定している）。

また、積算条件は以下のとおりとする。ただし、これについては積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

状況の区分		片道運搬距離
DID区間率70%未満30%以上の 地区、昼間運搬の場合	特殊強力吸引車 10 t	7.8km

(2) 共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費等率について

・下水道管路管理積算資料 -2023- (公益社団法人 日本下水道管路管理業協会) に基づき算定している。

・共通仮設費率、現場管理費率については以下の積算条件を適用している。

補正率の工種区分	管路施設清掃工の率分
作業地域区分	一般交通影響有り (2)

※共通仮設費率については、P17の表1-4.3の値を用いている。

※共通仮設費率の補正については、補正係数の適用条件を上記表のとおりとし、表1-4.3で選定した共通仮設費率に補正係数を乗じて端数処理 (少数第3位を四捨五入し、第2位) を行っている。

※現場管理費率については、P22の表1-4.11の値を用いている。

※現場管理費率の補正については、補正係数の適用条件を上記表のとおりとし、表1-4.11で選定した現場管理費率に補正係数を乗じて端数処理 (少数第3位を四捨五入し、第2位) を行っている。

・一般管理費等率については以下の積算条件を適用している。

前払金支出割合区分	補正なし
契約保証の方法	金銭的保証

※一般管理費等率については、P26の式1-3により算出している。

※共通仮設費率の補正については、補正係数の適用条件を上記表のとおりとし、式1-3により算出した一般管理費率を端数処理 (少数第3位を四捨五入し、第2位) した値に契約保証による補正率を加算している。

5 採用単価について

(1) 決定単価について

業務の単価については、下記を採用している。

名称	規格	単位	単価 (円)	備考
特殊強力吸引車損料	257kW、10t	時間	16,400	
サンクションホース損料 及び運搬費	80m	日	63,000	
浚渫土処分費		m3	19,000	
真砂土		m3	1,430	

(2) その他

- ① 施工代価表1号表 特殊強力吸引車浚渫工については、日当たり作業量は16m³/日を見込んでいます。
- ② 共通仮設費、現場管理費、一般管理費については、「直接工事費」の3%の金額を超えた処分費は率計算の対象としない。
- ③ 土のう締切工は、令和6年度土木工事標準積算基準書 岡山県土木部を採用している。
- ④ 本業務の設計金額の構成費目は、以下の通り読み替えるものとする。

項目（名称）	項目（適用）
1.直接工事費	1.直接作業費
2.純工事費	2.純作業費
3.工事原価	3.作業原価
4.工事価格	4.作業価格
5.工事金額	5.作業金額

上記積算条件は、当該業務の許容価格算出のために使用した条件であり、入札の公平性並びに円滑化を図るために示したもので、入札者の判断基準等を拘束するものではない。よって、上記記載の条件は、入札者の判断基準と相違する場合であっても変更の対象としない。